

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例施行規則

新	旧
<p>(立入調査の指名、証票)</p> <p>第11条 条例第53条第1項の当該職員は、<u>保健福祉部</u>、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。</p>	<p>(立入調査の指名、証票)</p> <p>第11条 条例第53条第1項の当該職員は、<u>環境生活部</u>、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。</p>

○図書類自動販売機等の設置届出等の受理に関する事務取扱要領

新	旧
<p>3 総合振興局及び振興局における受理事務 (中略)</p> <p>(8) 本庁への報告 事務処理が完了した場合は、速やかに届出書の写し(添付書類を含む。)を添付し、<u>保健福祉部子ども家庭支援課</u>へ報告すること。 (以下略)</p>	<p>3 総合振興局及び振興局における受理事務 (中略)</p> <p>(8) 本庁への報告 事務処理が完了した場合は、速やかに届出書の写し(添付書類を含む。)を添付し、<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>へ報告すること。 (以下略)</p>

○北海道青少年健全育成条例施行規則

新	旧
<p>(中略)</p> <p>第2 調査の要領</p> <p>(中略)</p> <p>2 調査事項</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 自動販売機等の調査</p> <p>(中略)</p> <p>イ 自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類が収納されていないかどうか、また、撤去を命じられた有害図書類又は有害がん具類が撤去されているかどうかを確認し、収納されている場合又は撤去がされていない場合は、取扱業者又は管理者に対して撤去等の措置を求めること。</p> <p>なお、有害図書類又は有害がん具類に該当するかどうか判断しがたいものが収納されている場合は、速やかに<u>保健福祉部子ども家庭支援課</u>に報告し、判断を求めること。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>第2 調査の要領</p> <p>(中略)</p> <p>2 調査事項</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 自動販売機等の調査</p> <p>(中略)</p> <p>イ 自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類が収納されていないかどうか、また、撤去を命じられた有害図書類又は有害がん具類が撤去されているかどうかを確認し、収納されている場合又は撤去がされていない場合は、取扱業者又は管理者に対して撤去等の措置を求めること。</p> <p>なお、有害図書類又は有害がん具類に該当するかどうか判断しがたいものが収納されている場合は、速やかに<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>に報告し、判断を求めること。</p> <p>(中略)</p>
<p>第3 調査結果の報告及び公表等</p> <p>1 立入調査員は、立入調査を実施した場合には、実施した調査の内容に応じ、次の報告書を作成し、速やかに<u>保健福祉部子ども家庭支援課</u>に報告すること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 立入調査員は、立入調査により有害指定等の措置を要すると認められるものを発見した場合、別記第6号共通様式の「措置を要すると認められる物件発見報告書」を作成し、速やかに<u>保健福祉部子ども家庭支援課</u>に報告すること。</p> <p>3 立入調査員は、立入調査により条例に違反する事実を認め、指導を行った結果、指導に従わなかった場合、又は指導によってでも違反事実が改善されない場合は、別記第6号共通様式の「違反指摘事項未改善報告書」を作成し、速やかに<u>保健福祉部子ども家庭支援課</u>に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。</p> <p>4 立入調査員は、当該年度分の立入調査の実施結果を翌年度4月末日までに、別記第7号様式「調査結果集計表」により<u>保健福祉部子ども家庭支援課</u>に報告すること。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3 調査結果の報告及び公表等</p> <p>1 立入調査員は、立入調査を実施した場合には、実施した調査の内容に応じ、次の報告書を作成し、速やかに<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>に報告すること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 立入調査員は、立入調査により有害指定等の措置を要すると認められるものを発見した場合、別記第6号共通様式の「措置を要すると認められる物件発見報告書」を作成し、速やかに<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>に報告すること。</p> <p>3 立入調査員は、立入調査により条例に違反する事実を認め、指導を行った結果、指導に従わなかった場合、又は指導によってでも違反事実が改善されない場合は、別記第6号共通様式の「違反指摘事項未改善報告書」を作成し、速やかに<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。</p> <p>4 立入調査員は、当該年度分の立入調査の実施結果を翌年度4月末日までに、別記第7号様式「調査結果集計表」により<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>に報告すること。</p> <p>(中略)</p>
<p>第4 立入調査員証の交付</p> <p>立入調査員証は次の者が交付する。</p> <p>(1) <u>保健福祉部及び北海道警察の立入調査員</u> <u>保健福祉部長</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第4 立入調査員証の交付</p> <p>立入調査員証は次の者が交付する。</p> <p>(2) <u>環境生活部及び北海道警察の立入調査員</u> <u>環境生活部長</u></p> <p>(以下略)</p>